全国公立高等学校事務職員協会事業推進のための新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

1　はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和２年５月２５日改定）等を踏まえ、本会の事業を推進するうえで、感染防止につとめつつ、業務を継続するための考え方、基本的方針をまとめたものである。

対処方針においては、特定警戒都道府県において、「公的施設では、住民の健康的な生活を維持するため、感染リスクも踏まえた上で、人が密集しないことなど感染防止策を講じることを前提に開放することなどが考えられる。」とされており、特定警戒都道府県以外の特定都道府県において、「クラスターの発生が見られない施設については、「入場者の制限や誘導」、「手洗いの徹底や手指消毒設備の設置」、「マスクの着用」等の要請を行うことを含め、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなどをはじめとして、基本的な感染対策の徹底等を行うことについて施設管理者に対して強く働きかけを行うものとする。」とされていることに鑑み、本会においても同様の考え方のもと、感染予防対策に関する基本的事項を定めることとする。

2　新型コロナウイルス感染症対策の基本的な考え方

このガイドラインは本会の活動に限定したものであり、国、自治体及び使用する各施設のガイドライン等に優先するものではない。また、感染症対策には地域による相違点があることから、本会の活動に限定したものであり、各支部及び都道府県市協会の活動に制限をするものではない。

本会は、会員の健康・人命保護を最優先することを大前提とし、各種事業を継続するため、最大限の対策を講ずるものとする。

特に①密閉空間、②密集場所、③密接場面という三つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場所では、感染を拡大するリスクが高いと考えられ、これを避けるなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底する。

各事業を実施する場合は、別記様式「健康調査票・同意書」等により得た個人情報について、関係機関への情報提供及び管理を徹底する。また、事前の注意喚起や参加に当たっての実施事項の告知及び感染者が発生した場合の情報伝達等を正確かつ迅速に行う。

3　リスク評価

本会は、各施設管理者、実行委員会等と連携し、新型コロナウイルスの主な感染経路である①接触感染、②飛沫感染のそれぞれについて、考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。

① 接触感染のリスク評価
　他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位（マイク、テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、パソコンのマウス、タブレット、蛇口、手すり、エレベータのボタンなど）には特に注意する。

② 飛沫感染のリスク評価
　人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内で大声を出す場面がどこにあるかなどを評価する。

③ 地域における感染状況のリスク評価
　地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討する。感染拡大リスクが残る場合には、各事業等の中止を含め、対応を強化することが必要となる可能性がある。

④ 参加人数の評価
　各種会議及び研修会を実施する場合、参加者数と会場の収容人数、形状、形式等を評価する。

4　各事業等の実施に際して講じるべき具体的対策

① 総論

・新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要であり、対人距離を１メートル以上確保することが重要である。

・参加者、出席者等の人数は、各施設のガイドラインに則り、制限することとし、着席が必要な場合は、十分な間隔を設ける。
・「リスク評価」の結果、具体的な対策を講じても十分な対応ができないと判断した場合は、各会議、研修会等を中止または延期とする。
・感染予防対策及び感染の疑いのある者が発生した場合の速やかな連携が図れるよう、施設管理者、管轄の保健所等との連絡体制を整える。

② 参加者の安全確保のために実施すること

・参加者、出席者に対し、別記様式「健康調査票・同意書」による事前調査を実施し、会場での検温を実施するとともに、以下に該当する者の参加、出席を制限する。
ア　入場前の検温により３７．５度以上の発熱があった場合（または平熱比１度超過）
イ　呼吸困難、強いだるさ、咳・咽頭痛などの症状がある場合
ウ　新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
エ　施設管理者等から指示された事項を遵守しない場合
・参加者、出席者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。また、参加者、出席者に対して、こうした個人情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知するなど、個人情報を適切に取り扱う。
・咳エチケット、マスク着用、手洗い、手指の消毒の徹底を促す。
・各会場内に設置してある備品のうち、複数人の使用が想定される物品等の消毒を行う。
・会議資料等は、手渡しによる配付はしない。（座席等への事前配付や参加者に自ら取ってもらう等）
・濃厚接触者となった場合は、厚生労働省の定める基準により、自宅待機をお願いする場合があります。

③ 感染が疑われる者が発生した場合

・使用する施設の管理者、ガイドライン等の事前確認を行い、その指示に従うこととし、速やかに次の対応を行う。
ア　速やかに別室へ隔離を行う。
イ　対応する者は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じた上で対応する。
ウ　滞在したと思われる部屋等の換気を行う。
エ　施設管理者、保健所等と連携し、消毒や濃厚接触者調査の指示を仰ぐ。
オ　感染者と接触したと思われる者の名簿を作成する。

④ 施設管理

・施設管理者と協力し、消毒、換気を行う。
・他者と共有する物品やドアノブなど、手が触れるケースを最低限とする工夫を行う。
・受付等、人と人が対面する場所は、フェイスシールドやビニールカーテン等により、飛沫感染を予防する。
・休憩時及び昼食時における接触機会を減らす工夫を行う。

⑤ 広報

・参加者、出席者に対して、以下について周知する。
ア　社会的距離の確保の徹底
イ　咳エチケット、マスク着用、手洗い、手指消毒の徹底
ウ　健康管理の徹底
エ　本ガイドライン及びこれを踏まえた現場での対応方針の徹底

⑥ 定期総会等各事業に共通する事項

・会場を使用する場合は、必要に応じて消毒を行う。また消毒等を行う時間を確保する。
・「三つの密」を徹底的に避ける、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」などの基本的な感染対策を講じる。
・司会者等登壇者は、マスク着用やアクリルボード等の飛沫拡散防止対策を講じる。また、マイクの使いまわしは原則行わない。さらに、次の者がマイクを使用する場合は、消毒を徹底する。
・人命の尊重を優先し、感染を防止する対応を図った上で本会が計画する事業を実行できる方法を探り、本会の役割を可能な限り果たしていく。
・各事業の実施、中止の判断は、遅くても開催予定日の２か月前までに行うものとする。

⑦　全国大会に関するもの

・感染防止対策を行ううえで特に注意すべき事項は、以下の場面等の密集対策や消毒等による対策が重要である。
各会場入口、参加者受付、分科会会場、展示スペース、ロビー、休憩スペース、各控室、飲食スペースなど

・講師、パネリスト、司会等登壇者は、フェイスシールド、アクリルボード等の飛沫拡散防止対策を講じる。また、マイクの使いまわしは原則しない。次の者がマイクを使用する場合は、消毒を徹底する。

・参加者は、分科会当日の座席の変更は原則認めない。座席を変更する場合は、消毒を徹底する。また、マイクの使いまわしは原則しない。次の者がマイクを使用する場合は、消毒を徹底する。

・各分科会の会場に入場できる人数を遵守するとともに対人距離を保てる研修としてリモートで行う方策等を推進する。

⑧　総会、全国理事会及び常任理事会に関するもの

・オンラインによる会議開催に向け、開催方法の調査、研究を推進する。

附則

本ガイドラインは令和２年１２月２８日から施行する。

一部改正　令和３年１２月２３日

一部改正　令和４年１１月１８日

別記様式

健康調査票・同意書

本健康調査票・同意書は、全国公立高等学校事務職員協会が実施するすべての会議、研修会において新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、すべての参加者の健康状態を確認することを目的としています。

本健康調査票・同意書に記入いただいた個人情報については、本会が適切に取り扱い、参加者の健康状態の把握、来場可否の判断及び必要な連絡のためにも利用します。また、個人情報保護法等の法令において認められる場合を除き、本人の同意を得ずに第三者に提供いたしません。ただし、会場で感染症患者またはその疑いのある方がいた場合は、必要な範囲で保健所等に提供することがあります。

なお、濃厚接触者となった場合は、厚生労働省で定める基準により、自宅待機をお願いする場合があります。

◎基本情報			
ふりがな		学校名（所属）	
氏　　名		電話番号（本人）	
住　　所		電話番号（緊急時の本人以外）・続柄	家族　勤務先関係者　その他 （　　）
参加区分	参加者　・　講師（パネリスト）　・　来賓　・　実行委員会　・　その他 （　　）		
当日の健康状態	※該当する場合には「✔」を記入してください。 すべての項目に「✔」がない場合には参加できません。		
当日の体温		，	度

平熱比１度以上の超過がない		咳、のどの痛みなどの風症状がない		呼吸困難や強いだるさがない	
嗅覚や味覚の異常がない		新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触が厚生労働省の定める基準以上ない			

全国公立高等学校事務職員協会　会長　様

同意書

上記に同意し、本書を提出します。

年　　月　　日

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿